

令和7年6月20日
東京航空局

アイベックスエアラインズ株式会社に対する嚴重注意について

アイベックスエアラインズ株式会社において、以下のとおり整備作業等に不適切な行為が認められましたので、東京航空局は本日付けで同社に対して別添のとおり嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和7年7月11日までに報告するよう指示しましたのでお知らせします。

(事案の概要)

令和7年4月17日、特定の確認主任者が不適切な整備作業を行っていた旨、同社から国土交通省東京航空局に報告がありました。その後、同社の社内調査及び当局による報告聴取において、当該確認主任者は、令和元年9月に資格発令されて以降、これまでの整備経験から整備マニュアルの手順を独自の解釈で、意図的に手順から逸脱する整備作業を繰り返していたことが判明しており、個人的な悪質性を認めました。また、独自に解釈したことについては、これまでの整備経験から機体の耐空性に影響を及ぼさない範囲において、確認主任者に許容された裁量と考え、手順を合理化し作業効率を向上させるため、単独作業となる時にのみ行っていたものでした。更には、複数の整備員がこれに気付いていましたが、当該確認主任者の管理下で作業が行われており、その権威勾配により通報を行うことはありませんでした。

整備マニュアルに従って整備を行うことは、航空法第104条第1項の規定に基づき認可された同社の整備規程及び附属書、航空法第20条第2項の規定に基づき認可された同社の業務規程に定められており、当該確認主任者の不適切な整備作業は当該規程に違反し、複数の整備員が当該確認主任者の違反行為に気付いていながら通報しなかったことについては、同社の安全管理が適切に機能しなかったものであり、嚴重注意を行い、本事案の原因を調査し、要因分析を行い、令和7年7月11日までに再発防止策を文書で報告するよう指示しました。

東京航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

以上

添付資料：アイベックスエアラインズ株式会社に対する嚴重注意

《 問い合わせ先 》

東京航空局 安全統括室

前任整備審査官 青木、次席整備審査官 木曾

電話：03-5275-9327（直通）

不適切な整備作業等の実施について（厳重注意）

令和7年4月17日、特定の確認主任者が不適切な整備作業を行っていたことを、貴社から国土交通省東京航空局に一報があった。

これを受けて貴社に対して具体的な作業内容や関係者等について詳細な事実関係の確認、及び再作業の実施を指示したところ、当該確認主任者の他に2人の整備員についても整備マニュアルの手順を省略又は簡略し、不適切な整備作業を行っていたことが判明した。

不適切な整備作業の範囲が特定され、再作業が5月2日に完了したが、原因の特定が遅れていたことから、5月12日から15日まで貴社に立入り報告聴取を行ったところ、当該確認主任者は令和元年9月に資格発令されて以降、これまでの整備経験から整備マニュアルの手順を独自の解釈で、意図的に手順から逸脱する整備作業を繰り返していたことが判明しており、個人的な悪質性が認められる。また、独自に解釈したことについては、これまでの整備経験から機体の耐空性に影響を及ぼさない範囲において、確認主任者に許容された裁量と考え、手順を合理化し作業効率を向上させるため、単独作業となる時にのみ行っていたものであった。更には、複数の整備員がこれに気付いていたが、当該確認主任者の管理下で作業を行っていたことから、その権威勾配により通報を行うことはなかった。2人の整備員の不適切な作業についても、これまでの整備経験から一部の整備作業に対して作業効率を上げるため行われていたものであった。

整備マニュアルに従って整備を行うことは、航空法第104条第1項の規定に基づき認可された貴社の整備規程及び附属書、航空法第20条第2項の規定に基づき認可された貴社の業務規程に定められており、当該確認主任者及び整備員の不適切な整備作業は当該規程に違反し、複数の整備員が当該確認主任者の違反行為に気付いていながら通報しなかったことについては、貴社の安全管理が適切に機能しなかったものであり、厳重に注意する。

については、このような事態が起らないよう、本事案の原因を調査し、要因分析を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和7年7月11日までに文書にて報告されたい。

以上